（独立行政法人科学技術振興機構法施行令の一部改正）

第四条　独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課」を「文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課」に改める。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項第二号中「文部科学省科学技術政策研究所」を「文部科学省科学技術・学術政策研究所」に改める。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十号

原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年七月八日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十一号

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第八十七条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第十条）
第二章　経過措置（第十一条）
附則

第一章　関係政令の整備

（輸出貿易管理令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

一　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二〇の項

二　原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）第一条第六号ロ

三　原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）第一条

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第二条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　原子炉の設置、運転等に関する規制（第十二条―第二十条）」を「第三章　原子炉の設置、運転等に関する規制（第十二条―第二十条）
第一節　試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制（第十二条―第二十条）
第二節　発電用原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十条の二―第二十条の六）」に改める。

第十一条の見出しを「（核燃料取扱主任者免状の交付を受けることができる者の認定）」に改める。

第三章中第十二条の前に次の節名を付する。

第一節　試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制

第十二条（見出しを含む。）中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十三条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

第十四条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第十五条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十六条の見出し中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改め、同条中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に、「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第十七条（見出しを含む。）中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十八条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

第十九条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉又は原子炉」を「試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉」に改め、同項第四号及び第五号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第六号中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改め、同項第七号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十条の見出しを「（原子炉主任技術者免状の交付を受けることができる者の認定）」に改める。

第三章に次の一節を加える。

第二節　発電用原子炉の設置、運転等に関する規制

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第二十条の二　法第四十三条の三の五第一項の許可は、発電用原子炉を設置しようとする工場又は事業所ごとに受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、発電用原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。